

戦争は人びとを「敵」と「味方」に分断し、「敵」に勝利するという単純化された目的に向けて、人びとのこころも、からだも、根こそぎ動員していく。特に第一次大戦以降の総力戦の時代にあっては、「前線」の兵士だけでなく「銃後」における非戦闘員も重要な戦力の一部とされ、「举国一致」体制を構築するために思想統制が徹底された。思想統制の中核に位置したのは、いうまでもなく、天皇崇拜である。天皇は、帝国憲法の定める統治権の総覧者、統帥権の保持者であるばかりでなく、教育勅語の発布に象徴されるように、道徳的な価値の占有者でもあった。つまるところ国家目的のために組織化された大量殺人にほかならない戦争も、「皇運ヲ扶翼」するものとして天皇の名において正当化されることにより「道徳的」行為へと変換された。さらに、十五年戦争期には天皇を「現人神」と

一 はじめに

第一六章 「御真影奉戴」をめぐるキリスト教系学校の動向

——天皇神格化とキリスト教主義のはざま——

駒込 武

して宗教的崇拜の対象とみなす傾向が強まり、大量殺人もいつそう「聖化」されることになった。天皇崇拜は、近代日本の創り出した「政治宗教」（本書第一章伊藤論文参照）であり、比喩的には学校が「教会」としての役割を果たした。それでは、キリスト教系学校は、天皇崇拜とどのように対峙したのだろうか。「唯一にして真なる神」を信じることと、神ならざる人間を「現人神」として神格化することのはざまで、どのように揺れ動いたのだろうか。本章では、「御真影」と呼ばれた天皇皇后の公式肖像写真の取扱いに即して、この問題を検証することとしたい。ここで「御真影」に着目するには、以下のような理由による。

第一に、十五年戦争期に天皇神格化のために「宗教類似の働きを担うインストルメント (instrument)」（本書第一章奥平論文）としての重要性を高めたことである。明治期に「祝日大祭日学校儀式規程」（一八九一年）が制定されて以来、「御真影」は、教育勅語と並んで、学校儀式の重要な道具立ての役割を果たしてきた。しかし、本論で記す通り、この肖像写真は天皇の「恩沢」として限定的に交付されたのであり、キリスト教系学校への交付が一般的となつたのは十五年戦争期のことだった。神格化の度合いが格段に高められたのも十五年戦争期である。たとえば、一九三六年に立教大学が写真を受け取つた際には、宮内省からの帰路「車内に在つても手を降ろすことが出来ず、車内には警察官が警備に同乗、池袋に入れば沿道各戸道路に整列して最敬礼」という有様だつた（¹）。このありがたくも厄介な写真を「下賜」された学校は、厳重な「奉護」規程を定めて宿直・日直を始めたほか、しばしば耐震・耐火の神殿型奉安殿を建設した（²）。カトリック教会において「御聖体」がキリストの「からだ」であるように、「御真影」は天皇の「からだ」とみなされたのである。もつとも、「御聖体」が

原則的に「拜領」によりその都度なくなるのに対し、「御真影」の場合は、シロアリやカビの被害を避けながら保管するのに細心の注意を要した。空襲が始まると、児童を避難させることよりも「御真影」を火災から守ることが優先され、焼失しても複製できるはずの写真の「疎開」さえ行われた。今日的観点からは悲喜劇的に見えるこうした事態は、天皇がすべての聖性の源とされた時代を象徴する出来事でもあつた。

第二に、「御真影奉戴」は神社参拝に比較して公式性の高い行事であり、事実関係の把握が相対的に容易である。天皇崇拜のためのトポスは基本的に学校だったが、その宗教性を担保していたのは神社神道であり、十五年戦争期になると学校単位の集団的な神社参拝も頻繁に行われるようになつた。内務省が神社は「國家ノ宗祀」であるとして「非宗教的」性格を強調したとしても、神社が宗教的施設であるのは自明のことだったので、学校における神社参拝はかならずしも公式の記録には残らない形で行われた。そのため、筆者が他稿で論じたように、キリスト教系学校が最初に集団的な神社参拝を行つた日時を特定するのは、概して困難である（³）。これに對して、「御真影奉戴」は、たとえ宗教類似の行為によつて写真が神格化されたとしても、学校という世俗的空间で行われたことであつた。それだけ公式的な性格が強く、宮内庁書陵部所蔵『御写真録』のような公文書によつて事実関係を確定することが可能である。この点も、本章で「御真影奉戴」に着目するひとつの理由である。

なお、十五年戦争期のキリスト教系学校は、「御真影奉戴」や神社参拝を迫られただけでなく、財団法人寄付行為や学則の目的規程における「基督教主義」に関する文言の削除（あるいは教育勅語に關する文言の優先）、ミッショナリーからの財政的独立、日本人校長の採用、聖書教授の廃止など、およそ

キリスト教系学校としての特質にかかわるあらゆる事項について「改革」を迫られた。いずれも重要なトピックだが、本章では「御真影」に限定することにより、キリスト教系学校の対応の全体像を浮かび上がらせると同時に、学校ごとの差異を明確化したい。こうした作業が必要なのは、全体像が不明なために学校沿革史における戦時期への「反省」も抽象的なものに止まりがちな情況が存在するからである。

たとえば、鎮西学院の学校沿革史では、「昭和の初め頃に、すべての私立学校に於ても『御真影』と呼ぶ天皇、皇后の写真と教育勅語の謄本が奉安され、年賀式、紀元節、天長節式場では、教育勅語が読まれ、御真影を恭しく拝礼することが強制させられていた」と記している(4)。この沿革史が刊行された一九七三年の時点では「御真影」に関する研究も進捗していなかつた事情を考慮に入れねばならないが、それでも、この記述は不正確である。本論に記すとおり、七〇校あまりのキリスト教系中等学校の中で、一九四五年八月の日本敗戦まで「御真影」を「奉戴」しなかつた学校も一〇校以上存在した。他方、鎮西学院における「御真影奉戴」は、実はキリスト教系の私立各種学校としては初めてのことだった。したがつて、外部からの「強制」で「すべての私立学校」が同様の対応をしたかのような記述は、事実と整合しない。

鎮西学院と対照的なアプローチをとる学校もある。静岡英和女学院の学校沿革史では、「御真影」は「キリスト者に対する圧迫の材料」であり「現代の踏絵」でもあるという見解を示した上で、「御真影拝戴〔奉戴と同様の意味で用いられた〕提案は特に直接的な強制があつたためなされたものではなく、むしろ校長の『教育的配慮』によつて、自發的になされたものであつた」と記し、室田武校長が「台

湾總督府陸軍部付、陸軍将校語学教授」などの経歴を経た人物であることを無視できないと述べている(5)。「御真影奉戴」という行為の責任者を明確化しようとしているわけである。この姿勢は、貴重なものである。だが、校長の資質という要因に加えて、外部的な圧力がなかつたわけでもないだろう。外部的な圧力——その主体は文部省、県庁、軍、同窓生など多様であつた——と、校長・理事長などによる内部的な決断の契機は二者択一的なものではない。むしろ双方の要因に目を配ることによって、天皇神格化とキリスト教主義のはざまで、個々の学校が行つた対応の特質もまた明確になると考えられる。

二 「御真影下賜」をめぐる位階的秩序

「御真影」は、すべての学校に対し一律に交付されたわけではない。佐藤秀夫が指摘したように、学校側の「熱誠」あふれる願い出に対し、天皇の「優渥ナル思召」により「下賜」される仕組みとなつており、交付の対象は「学校制度体系上での『高き』から『卑き』へ、国家機構上での『近き』から『遠き』へと位階的に推移」していく傾向があつた(6)。十五年戦争期になると行政的圧力により写真の受領を迫る事態も生じたが、これは位階的秩序を梃子として「熱誠」あふれる願い出を引き出す従来の方針からの逸脱であつた。

学校への「御真影」交付の最初の例は、一八七四年の東京開成学校に対してのものである。次いで、一八八二年に大阪中学校・東京師範学校・東京女子師範学校の三校、さらに八六年に沖縄県尋常師範

学校に交付された。いずれも、文部省直轄の官立学校であった。八八年には学校儀式普及に関する森有礼文部大臣の「内命」を受けて多くの府県立学校が「下付願」を提出、一八九一年までに公立(府県立)尋常中学校・尋常師範学校はすべて写真を受領した(7)。小林輝行によれば、一九一二年時点で公立中学校二四二校の中の二二九校、公立高等女学校一五四校の中の一〇八校が受領している(8)。急激な学校増設に写真の交付が追いつかない状況だが、中学校に関しては一〇〇%に近い数字となつていることがわかる。小学校に関しては、高等小学校の多くが明治期に交付されたのに対して、膨大な数の尋常小学校は交付率が低く、「複写御真影」で間に合わせることも多かつた。籠谷次郎の調査によれば、大阪府や京都府で交付率が六〇%を越えるのは昭和期である(9)。

尋常小学校、さらには低度の実業学校への交付が「大衆性」「低位性」ゆえに遅れたのに対し、私立学校は、国家から距離を持つ「私」性ゆえに遅れた(10)。私立学校に対する最初の交付は一八九〇年の成城学校に対するものである。これは、同校が陸軍士官学校の予備校という特別な性格を備えていたことを評価されての措置であった。翌九一年には國學院、九二一年には九州学院(済々黌の後身、のちに日本福音ルーテル教会の設立する九州学院とは別の学校)が交付を受けるが、いずれも皇室との特別な関係を評価されて例外的な措置として認められたものであつた(11)。この時期は交付を申請しても「御下賜」にいたらない例も少なくなく、キリスト教系の私学である東奥義塾が一八九〇年に交付を申請した際にも「聞届ケ難シ」とされた(12)。

私立学校に対する写真交付の制限は、一九一〇年一月の文部大臣官房秘書課通牒により緩和された。すなわち、一般の私立中学校や高等女学校であつても、「基礎鞏固ニシテ設備整頓シ成績優良トこととなつた(14)。

以上の諸点を確認した上で、キリスト教系私立学校をめぐる状況を見ることにしよう。

表1(六〇一頁)は、キリスト教系の中学校、高等女学校、およびこれに類する各種学校を対象として、「御真影奉戴」の状況を示したものである(15)。キリスト教系学校の総数は時期とともに変化するので、ここでは一九三五年の時点で存在した七三校に限定することとした。「下賜年月日」は宮内庁書陵部『御写真録』で「〇月〇日下賜」や「〇月〇日執行済」と記された日付を示し、「奉戴年月日」は学校沿革史の記述で写真を受け取ったとされる日を示す(県庁などの写真交付や、学校での奉戴式挙行の日付。両者が別の日である場合には後者)。「下賜」は写真を送る側の資料、「奉戴」は受け取る側の資料といふことができる。両者を比較すると、総じて、「奉戴」は「下賜」と同日か、あるいは数日遅れの關係となつていることがわかる(16)。送る側と受け取る側の資料がほぼ整合していることは、学校沿革史の記述の正確さを示すものであると同時に、「御真影奉戴」という出来事の重大さを示唆するものである。

表2(六一〇頁)は、表1のデータに基づいて、「御真影下賜」が行われた年別の合計と累計を示したものである。この表から、一九三四以前に受領したのは七三校中の八校とごくわずかであるこ

と、三五年から三八年、四〇年から四二年にかけて顕著な増加を示すことがわかる。そこで、以下では、一九三四以前を第一期、三五年から三九年を第二期、四〇年以降を第三期として、どのような政治的状況のもとで、どのような外的・内的な圧力が「御真影」の「奉戴」を促す要因となつたのかを検討していくこととした。ただし、以下の記述は主に学校沿革史に依拠したものであり、学校所蔵文書や府県庁文書はほとんど未調査であるため、粗いデッサンにとどまる」とをあらかじめ附言しておく。

III 第一期（一九三四以前）

まず一九三四以前に写真の交付を受けた八校について、写真交付にいたる経緯を確認していくことにする。

第一次世界大戦さなかの一九一五年、明治天皇の写真をすでに受領していた学校を含めて、全国で八六九一校が、大正天皇の写真を一斉に受領した。その中にカトリック系の海星中学校〔No.1〕も含まれていた。学校沿革史では「待望の御真影を奉迎」と記し、この出来事を「至大の光栄」とする校友会雑誌の文章を引用している⁽¹⁷⁾。この記述からは、なぜ写真の交付を申請したのか、理由はわからない。ただし、設立者であるマリア会の沿革史によれば、生徒数減がひとつの中だつたことがわかる。すなわち、一九一一年に海星商業学校を廃止して中学校を設立して以来、志願者数が募集定員を大幅に下回る状態が続いていた。定員割れの事態に対処するために「校長は全員を指揮して募集運動

」に乗り出し、「青島攻略戦に参加した出征軍人の歓送や歓迎に海星単独で市中をパレードした」。こうした試みの延長線上で写真交付を申請、地元長崎の新聞が「御真影奉戴」を海星の「榮誉」として報道したことが「生徒募集に何よりの宣伝」となり、一九一七年度から志願者数が募集定員を上回ったという⁽¹⁸⁾。

それにしても、天皇の写真を「御真影」として「奉戴」することに躊躇は存在しなかつたのか。この問題について、マリア会の沿革史でも立ち入った論述はしていない。ただ、マリア会の機関誌『アポーテル・ド・マリー（Apôtre de Marie）』（一九〇八年五月号）に掲載された「日本の道德教育」という文章が注目される。この文章では「天皇のこの至上権という概念は極めてもろい基盤に立つていい」と論じ、この「道徳的建物」の「威光」が損なわれるのを防ぐうと「為政者は一種の宗教裁判的な暴力を教員の上にふるつてゐる」と批判的に叙述している⁽¹⁹⁾。海星は、生徒募集のために「宗教裁判的な暴力」の道具立ての「下賜」を自ら申請したことになる。

桃山中学校〔No.2〕の場合は、学校沿革史で行政からの圧力を強調している。すなわち、英國聖公会の宣教師ヘーズレット（S. Heaslett）の書簡を引用しながら、一五年一月に「文部省が認可を与えた各学校に対して天皇御真影を奉戴せよとの通達を行つた」と記している⁽²⁰⁾。この「認可」とは、私立中学校・高等女学校としての認可をさす。よく知られているように、文部省訓令一二号（一八九九年）により、正規の私立中学校・高等女学校として認可を受けた学校は学科課程内で宗教教育を行うことを禁じられ、宗教教育を継続するためには各種学校としての地位を選択せざるをえない」とになつた⁽²¹⁾。各種学校たることを選んだ私立学校に対しては、専門学校入学者検定規程（一九〇三年）

に基づく指定によって上級学校への進学を認める救済措置もとられたものの、教育制度上において周縁的地位に置かれたことに変わりはなかつた。キリスト教界の対応は、総じて、聖公会系とカトリック系が寄宿舎等における宗教的感化に期待をかけて認可を受ける選択をしたのに対し、他の教派の学校の多くは各種学校たることを選んだ。

一九一五年当時文部省の認可を受けていたキリスト教系の私立中学校は六校（立教中学校、桃山中学校、暁星中学校、海星中学校、名古屋中学校、聖学院中学校）、その中でこの時に写真を受領したのは海星中学校と桃山中学校だけである。特に同じ教派に属する立教と桃山（いずれも聖公会）、暁星と海星（いずれもカトリック）の中で、後者がいち早く写真を受領するという対応の違いが生じている点は注目に値する。文部省から「奉戴せよ」との圧力があつたにしても、選択の余地は存在したことになる。桃山中学校の沿革史では、写真の受領にいたる経緯について「国家主義に同調しはじめた教師や生徒たちが宣教師や邦人のクリスチヤン教師を厳しく批判する態度を示すようになった」と述べ、卒業生や保護者も巻き込んだ論争になつた結果、浅野勇校長が受領を決断したと記述している。また、宣教師や日本人聖職者は校長の決断に批判的だつたため、校長は生徒・保護者と宣教師・聖職者の板挟みとなつて辞職に追い込まれたと述べている（22）。

海星の場合は志願者、桃山の場合は在校生や同窓生という違ひがあるものの、学ぶ者の「国家主義」的な傾向に学校側が追随する形で、写真の受領が行われたことになる。このほか、名古屋中学校「No.4」も、学校沿革史の記述から、海星と同様、生徒募集のための宣伝としての意味合いがあつたと推定できる（23）。私立中学校としての認可は学生をより多く吸引する効果を持つたはずだが、そ

のことは、キリスト教主義に無関心あるいは否定的な学生もより多く招き寄せ、教育方針を動搖させる一因になつたと考えられる。特に男子の場合は、帝国大学にいたる「正系」の進学ルートとして公立中学校が威信を持っていたので、私立中学校の存立の基盤が脆弱であるという構造的な問題がその背景には存在した。他方、女子の場合は専門学校以上への進学者が限定されていた上に、全体として、私学の占める比重が高かつたので、男子のような問題は起こりにくかつたと考えられる。

女学校として最初に写真を受領したのは、カトリック系の不二高等女学校「No.3」である。「御写真録」では、一九二八年一〇月に昭和天皇の写真を一斉に受領した一七八〇〇校あまりの学校の一覧の中に不二高等女学校が含まれている。ただし、学校沿革史では、「御真影奉戴」は三一年一月のことと記し、二八年の「市内十女学校奉祝旗体操」への参加、二九年の全国教化総動員式への参加、同年の伊勢神宮式年遷宮祭における遙拝式挙行、「満洲事変」勃発直後における歩兵第三十四連隊副司令官による講演会開催と続く流れの中に位置づけている（24）。写真の交付を申請した理由については、軍による圧力を強調している。すなわち、「旧〔駿府〕注城内の歩兵第三十四連隊に隣接する学校の立地条件からいっても、他の姉妹校と本校とはかなり違つた条件を持つていた。……東京や横浜などの大都市と違い、地方都市の静岡でカトリック女学校を経営してゆくには、社会情勢に対してより鋭敏な対応を迫られることもあつた」と記している（25）。立地条件に関するこうした指摘は、表1において写真を受領しなかつた学校の多くが東京に位置することから考えても、確かにひとつ重要な要因であつたと思われる。

「満洲事変」以降になると、鎮西学院「No.5」や九州学院「No.6」のような私立各種学校も写真を

受領した。宗教教育を重んじていたからこそ各種学校としての地位を選択していたはずなのに、交付を申請したのはなぜなのか。日本福音ルーテル教会系の九州学院の学校沿革史では熊本県からの圧力を強調するとともに、当時の院長稻富肇が、自分は「牧師である前に日本人である」と考え、「地上の現人神」としての天皇への思いと、キリスト教における神への信仰は矛盾しないと考えていたことを指摘している⁽²⁶⁾。本書第一章(徳善論文)に記されているように、「満洲事変」以後には「日本的基督教」という主張が日本福音ルーテル教会の機關誌の誌面などにも表れるようになっていた。こうした風潮が背景に存在したと考えられる。

ただし、全体としていえば、「満洲事変」を契機として写真を受領する学校が劇的に増加したわけでもない。本書第五章(西山論文)で論じられているように、カトリック教会は三二年の「靖国神社参拝拒否事件」を通じて国家に「全面降伏」していた。そのことを考えれば、この傾向は不自然にも思える。事件の焦点となつた上智大学にしても、写真の受領は一九三六年のことである。理由は明確ではないが、神社参拝を容認したカトリック教会の側で拒否したとは考えにくい。写真は無理矢理「奉戴」させるものではなく、天皇の「優渥ナル恩召」によつて「下賜」される仕組みが存続していたことが、普及を抑制する要因となつていたと推定できる。もつとも、「一視同仁」という建前のためだろう、『御写真録』のような公文書でキリスト教主義の教育方針を「下賜」の阻害要因として明記することはほとんどない。ただ、一九四四年に遺愛女学校〔No.59〕に写真を交付した際、文部大臣が宮内大臣への上申に「調書」を付し、次のように記していることが着目される⁽²⁷⁾。

米国基督教經典ニ依リ設立セラレ米人ノ經營ナリシモ昭和八年十一月財團法人遺愛女学校トナリ
昭和十年四月一日小畠信愛ヲ校長ト定メ逐次学則ニ改正ヲ加ヘ昭和十九年度ヨリ高等女学校ニ組
織変更申請中ニテ基督教設立當時ノ主義ハ全然一掃シ 御勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ婦德涵養ヲ目的ト
スルニ变革セリ

この文面を裏から読めば、「变革」以前の状況、すなわち、米国人經營で財團法人を設立していくこと、日本人が校長ではないこと、正規の高等女学校ではなく各種学校であること、そしてキリスト教主義を掲げていることは、いずれも「御真影」を「奉戴」するのにふさわしくない条件とみなされていてることがわかる。一方では天皇神格化の装置として「奉戴」への圧力をかけながら、他方で位階的秩序に基づく差別的な原理を維持することによつて、学校側の「自發的」で「熱誠」あふれる願い出を引き出すところにこそ、支配の道具としての「御真影」の眼目が存在したのである。

四 第二期(一九三五年～一九三九年)

(1) 大学・専門学校への「御真影下賜」

一九三五年から三八年にかけて、多くのキリスト教系学校が写真を受領した。社会全体におけるフアシズム的風潮の強まりもあって、この時期には、在校生・卒業生・保護者からの圧力もいつそう大

きくなつていたようである。たとえば、西南学院「No 25」の場合、三六年一月当時の『西南学院新聞』において、「未だ御真影を拝戴し無きを遺憾とするの声は、以前より学院職員および学生生徒間に、或いは、父兄卒業生間にとなえられていた」として「拝戴」の方針が決議されたことを報じている⁽²⁸⁾。この時期には、それだけでなく、大学や専門学校を併設する学校の多くが写真を受領しているのが特徴的である。

表1の「備考」欄には、大学や専門学校を併設している学校について、「下賜」の対象とされた学校の名称を『御写真録』の記述通りに注記した。たとえば、東北学院「No 10」の場合、中学部のほか神学部・専門部が存在していたが、「東北学院」として写真を受領している。また、神戸女学院「No 28」の場合は専門学校が交付の対象とされたものの、高等女学部を含むことが明記されている（このように明記されていない場合でも、学校沿革史の記述から大学・専門学校と同時に中等程度の学校にも「下賜」されたと判断した場合には、「下賜年月日」の項に「推定」と記した）。

同一の経営母体からなる学校群の中で異なる対応をした例も見られる。青山学院の場合、三七年に中学部「No 26」だけが受領し、専門部・女子専門部・高等女学部「No 65」は受領していない。立教学院では、三六年のチャペル事件——天長節祝賀式に木村重治学長がチャペル聖壇の下段で教育勅語を捧読したことに対し、配属将校の意を受けた学生・卒業生が「不敬」と指弾して辞職に追い込んだ事件⁽²⁹⁾——を契機として立教大学が写真を受領したが、立教中学校「No 35」は三八年、立教高等女学校「No 60」は四四年というように時期がずれている。学校ごとに異なる対応がなされるにあたっては学院内で議論が存在したはずだが、学校沿革史の記述からは詳しいことはわからない。

同志社の場合、三五年一二月に大学・専門学校・女子専門学校・中学「No 15」・高等女学部「No 16」が「聯合ニテ拝戴」している⁽³⁰⁾。学校沿革史では三五年六月の神棚事件——同志社高等商業学校の道場正面に学生の掲げた神棚を学校当局が撤去させたことに対する反対として、配属将校三浦国雄中佐が介入して神棚を掲げさせた事件⁽³¹⁾——との関連でこの出来事を説明し、「神棚事件の直後軍部・右翼に対する気兼ねから、ご真影の下付を受けた」と記述している⁽³²⁾。だが、籠谷次郎は、二九年に専門学校高等商業部（三一年から高等商業学校）が岩倉村における新校舎建設の際に写真を受領し、三四年の天長節儀式ではこの写真を今出川校地に「奉遷」して同志社全校で「奉拝」することを指摘している。また、籠谷は、同志社の「拝戴」方針は三四年の二月には確定していると述べ、神棚事件との関連で「拝戴」の経緯を説明することはできないと論じている⁽³³⁾。

籠谷の指摘を補足するならば、三四年の二月の決定に先立つて、「御真影奉戴に関する委員会調査事項」（一九三三年一二月六日）と題する文書が起草されていることが着目される。この文書では、「同志社校友中奉戴贊否論者と其論点要旨（一例、上毛月報掲載、柏木義円氏論説）」「文部省の神社参拝に関する意見」「宗教の自由に関する帝国憲法の前文」「御真影に対する最敬礼の意義」「新島先生の皇室に関する愛國的精神と言葉」などの点をふまえ、「奉戴」の可否を決すべきと記している。また、「同志社が今日奉戴す可き理由」「同志社が今日奉戴す可からざる理由」という項目を立て、前者については説明を付さず、後者については「経済的負担、精神的負担、社会の誤解、他校への影響、学内の非難（時勢に陥るもの等）」と説明している⁽³⁴⁾。以上の諸項目の中で「柏木義円氏論説」とは、柏木が奉安殿への最敬礼は、「古昔羅馬の帝王礼拝」に類する「偶像礼拝」の行為だと批判したことを見

指すものであろう（35）。

「御真影」を「奉戴」すべからざる理由が山積していることは、よく自覚されていた。それにもかかわらず、三四四年二月に「奉戴」を決議した理由は、文書には記されていない。ただし、右の文書の起草者が、三五年に同志社総長に就任する湯浅八郎であることを手がかりとした推測はできる。すなわち、三三年当时京都帝国大学の評議員として「京大滝川事件」の渦中にあつた湯浅が、同志社関係者の相談を受けて、軍部の先手を打つて「奉戴」すべきことを示唆した可能性がある。すなわち、キリスト教主義の抑圧というよりは、「大学の自治」「学問の自由」への干渉という流れのなかで講じられた対応策と考えられる。ただし、先手を打つ行為は、お先棒を担ぐ行為と紙一重である。それにもかかわらず、この紙一重をへだてる原理は「奉戴」にあたつての声明文などでも明確化されていない。「他校への影響」を考えても、同志社の決定は重要な分岐点を形成したと考えられる。

ここで注意すべきことは、三〇年代後半、キリスト教系であるか否かを問わず、大学・専門学校に対して「御真影奉戴」を迫る圧力が高まっていたことである。一般の私立大学の動向に関しては、佐藤熊丸が早稲田大学の事例に即して検討している。三四四年に着任した配属将校平野助九郎大佐が、大学当局に対し、「御真影」を「奉戴」せず、四大節の学校儀式（天長節、紀元節、明治節、一月一日）も行つていないと問題視する意見を具申、大学当局は当初は無視していたが、「天皇機関説事件」を受けて教学刷新評議会も設置される状況の中、三六年二月に宮城前で「紀元節奉祝会」を挙行した。早大当局は、対応策を模索する過程で東京府下一六大学の状況に関する調査を参考し、「御真影」を「奉戴」しているのは東京帝国大学、國學院大学、拓殖大学だけであり、四大節の儀式を挙行しているのと推定できる。

も國學院大学と立教大学だけであることを確認した。このように「御真影」を「奉戴」せず、天皇崇拜の儀式も挙行しないのが私立大学の一般的な状況だったのだが、早稲田大学は、三六年九月に文部省専門学務局長から「御真影奉戴」に関して面談したいので出頭するようとの要請を受け、理事会で写真受領の方針を決定、一〇月に受領した（36）。専門学校に関しては、米田俊彦の研究がある。米田は、官公立専門学校の多くが一九二八年の一斉「下賜」の際に写真を受領しているのに対し、私立専門学校は三七年前後に集中してことを指摘している。また、写真を交付された学校にも、交付されなかつた学校にも宗教系、非宗教系がともに含まれており、宗教とのかかわりで特別な傾向は読み取れないと論じている（37）。

以上に述べてきたように、三五年以降、大学・専門学校に対して「御真影奉戴」を迫る圧力が高まつた。圧力をかける主体としては、配属将校、およびその意を受けた学生・卒業生が重要な役割を果たした。とはいって、「御真影奉戴」への圧力を、軍の意向だけに帰せるわけではない。文部省の役割も無視することはできない。明治学院「No.33」の学校沿革史では、「昭和十一年九月にホキ工院長事務取扱は文部省に招かれ、『御真影奉戴』に関する学院の方針を尋ねられ、回答を迫られた」と記している（38）。三六年九月という時期は早稲田の例とも符合しており、この時期に文部省が集中的な働きかけをしたと推定できる。

（2）米国人宣教師の天皇崇拜論

軍による圧力と、文部省による圧力は、全体として、キリスト教系学校を公立学校と同様に天皇崇拜

拝のための空間へと変質させていく力を形成したと考えられる。同時代においてこうした力の働き方にについて論じた資料として、日本在住米国人宣教師が三六年夏に執筆した「日本におけるキリスト教と国家をめぐる問題についての観察——キリスト教教育をめぐる問題に着目して——」と題する文書がある(39)。この文書は、国際宣教協議会 (International Mission Council) 幹事の手を通じて、米国務省および英国外務省にも送付された。米国國務省や英国外務省の所蔵する文書では執筆者名は匿名とされているが、フィラデルフィアの長老教会歴史協会 (Presbyterian Historical Society) 所蔵の書簡から、明治学院に奉職していたラマート (Willis Lammot) が執筆し、日本政府の検閲を免るために米国を訪れる友人に託して送り届けたものであるとわかる(40)。

ラマートは、三五年一二月に「不敬罪」の容疑で警察の取り調べを受けたことがある。「明治学院百年史」ではこの事件について「ラマート教授は、高輪警察署に出頭を求められ取調べを受けた。その内容については、教授は夫人にすら語っていない」と記している(41)。しかし、この論説では「不敬罪の容疑でウイリス・ラマートが取調べを受けた時に問題とされたのは、天皇崇拝を時代錯誤だと述べたことではなく、明治天皇のことを『實に偉大な人間だ』と述べた」と記述している。ラマートは、明治学院関係者には語らなかつた取調べ内容をこの論説では記しているわけである。そのことは、この論説が、当時の日本のナショナリスティックな風潮に対する不信と憤懣に裏打ちされたものであることを物語ついている。

この論説では、立教学院チャペル事件や同志社総長湯浅八郎に対する攻撃にも言及しながら、多くのキリスト教系学校で「非キリスト教徒の同窓会や保護者たちからなる組織」が「国体明徴」を要求し、

これらの組織は時には職業的暴力団のような「愛國者」により扇動されていると指摘している。その上で、英語圏の読者に向けて、教育勅語、神社、「御真影 (the Portrait)」——偶像崇拜 (idolatory) という表題で論じている——など天皇崇拝の基本的な装置について説明し、「キリスト教の基本的概念の多くは、今日の日本のナショナリスティックな思想潮流とはまったく対立的である」と論定している。ラマートは、それにもかかわらず、「朝鮮や台湾で起つてゐるような衝突が、[日本内地で]『注』なぜもつと生じないのだろうか?」という問いを立て、その理由について「日本人のキリスト教徒は、日本人のことを知つてゐるからこそ、破壊的な事態をひきおこすような明確な行動を避けて『低くうずくまる』ようにしてゐる」と解釈している。特に強調しているのは、軍の動向への警官心である。すなわち、「軍は、外国人であるという理由で宣教師を國家の敵と見なしており、日本人のキリスト教徒についてはミッショントと関係している」とや、キリスト教界の多くの指導者がリベラルな政治社会思想を抱いていることを理由として、準賣國奴と見なしている。……。宣教師に関するかぎり、スペイ・フィーバーはいまだに燃えさかっている。だからこそ、ラマートの見るところでは、キリスト教界の指導者は、文民官僚を軍の圧力から守ってくれる「味方」とみなし、その勸奨にしたがつてゐる。しかし、そのために学則に「教育勅語ノ旨趣ニ基キ」という言葉を挿入するなど、「馬鹿げた、また吐き気を催させるような言語の使用」を迫られている。

「御真影」については、ラマートは、三六年夏に「基督教教育同盟会の指導者たちが、すべてのキリスト教系学校に対して、勅語奉読式ができるかぎり感銘あるものにする」と記している。この事実は、組合教会系の『基督教世界』の報道からも確

かめられる、すなわち、三六年七月に基督教教育同盟会がキリスト教系学校の校長会議を召集し、「田川「大吉郎」理事長より各基督教学校に成可く速く 御真影 奉戴を希望勧告せられ文部当局よりも各基督教学校に対し同様の希望ありたる」と報道されている。また、「××学院等数校の代表者」が「設備不完全を表面の理由としてこれを廻避せんとするの挙動に出たる」ことについて「憤慨」した校長がいることを伝えている（同盟会の動向に関しては本書第三章土肥論文、田川大吉郎に関しては本書第四章遠藤論文を参照）⁽⁴²⁾。ラマートの観察によれば、田川大吉郎の勧告は決して文部官僚に強要されたものではなかつた。むしろ、田川のような指導者は、軍の動向を恐れるあまり、文民官僚を「味方」とみなし、自らその意向に追随したのである。

さらに、ラマートの論説で重要なのは、日本内地における天皇崇拜への屈従を、日本の植民地だつた台湾や朝鮮の状況と対比することにより相対化していることである。筆者が別稿で論じたように、三四年から三六年にかけて、台湾や朝鮮では軍、総督府、右翼団体が相互に連携しながらキリスト教系学校排撃運動を展開し、多くの学校を廃校へと追い込んでいった。排撃運動を展開する側がキリスト教系学校を抗日運動の巣窟として敵視する一方、台湾人・朝鮮人信徒の中には天皇崇拜を決して認めない風潮が確固と存在していた⁽⁴³⁾。ラマートは、こうした台湾や朝鮮の状況と対比することで、日本内地におけるキリスト教界の動向、信仰のあり方に疑問を投げかけているわけである。

ラマートの論説は、同時代人としての正確な観察と鋭い洞察に基づきながら、キリスト教系学校の状況を批判したものとして貴重である。ただし、このように米国人宣教師の論説が日本政府の検閲を逃れて米国国务院・英国外務省に届けられていることは、状況の深刻さを象徴している。それは軍事

的な「スパイ」とは異質の行為だとしても、「スパイ」疑惑がまつたく根拠のないものでもなかつたことを示している。日本と英米との政治的・軍事的緊張が深まる中、キリスト教系学校は確実に国家間の敵対構造の中に組み込まれつた。

五 第三期（一九四〇年以後）

表1に示したように、新規に写真を受領する学校は三九年にいつたん減少し、四〇年・四一年に再び増加した。この増加の要因は、四〇年夏から秋にかけてまだ写真を受領していない学校に「御真影奉戴」を迫る動きが、日本各地で同時多発的に生じたことである。その背景には、英米との緊張のいつそうの深まりがあつた。すなわち、三九年九月にヨーロッパでドイツと英國の戦争が勃発、四〇年九月の日独伊三国同盟締結により、英國は純然たる「敵性國家」となつた。内務省警保局の調査報告では「英米等に主勢力を有するプロテスタン派」に対する警戒心を露骨に示し、四〇年の状況として「羅馬正教派は我対支行動其の他国策全般に概ね協力的態度を示しつつあるに対し、プロテスタン派は執拗なる外国教会及外国宣教師等の反日反戦的策動もありて、今猶其の平和観及時局認識等に於て相当無自覚なるものあり」と記している⁽⁴⁴⁾。英米リプロテスタン派リ「反日反戦的」という单纯化された図式が、取り締まる側の認識枠組みであつたことがわかる。

より詳細に四〇年八月前後の状況を見るならば、同年七月末には憲兵隊が英國ロイター通信東京支局長コックス（M. J. Cox）をスパイ容疑で逮捕、コックスは取調べのさなかに窓から飛び降りて「覺

悟の自決」を図つたと報道された（英国外務省の調査ではコックスの遺体には多くの注射の跡があり、苛酷な取調により殺されたと報告されている）（45）。八月六日には『報知新聞』が号外で救世軍幹部の逮捕について報道し、「宗教の美名」にかくれて「外国諜報の手先」となる者には「断乎たる措置」をとるという陸軍当局の談話を掲載した（のち救世軍司令官植村益蔵らは証拠不十分で釈放されたが、ロンドンの救世軍本部からの離脱を誓約させられた）（46）。

「スパイ」報道によつて煽られる英國への猜疑心は、英米系宣教師とかかわりのある学校への猜疑心へと水路づけられた。たとえば、コックス「自殺」報道の翌日、七月三一日には「外人諜報に一斉メス／反日の宗教撲滅／全国キリスト教会に対し／文部省が厳重監視／外人教師は逐次減員」と報じられ、八月一日には毎日新聞主筆である武藤貞一が「外國系学校の閉鎖を命ぜよ」という論説を発表した。武藤は、中國大陸における戦争とキリスト教系学校のかかわりについて次のように論じている。「支那においては、公知のことく、外國系学校はいづれも外國勢力の拠点たり、トーチカたり、傍ら抗日思想の根源であつたのである。日本豈ひとり別種類たらんや」（47）。この一週間後、救世軍幹部逮捕の翌日には、『報知新聞』において「外人の学校経営禁止／文部当局監督取締り強化」という報道がなされた（48）。「外人」経営学校を一律に閉鎖するかのような報道は事実に即したものではない。しかし、センセーショナルな論調は、宣教師をはじめキリスト教系学校関係者に恐怖感を与えるのに十分であつたと考えられる。

こうした情勢の中で、八月一一日には金沢市の北陸女学校「No.27」が地元の新聞に「声明」を発表、救世軍とは「系統を異にする」ことを強調するとともに、「本校はキリスト教による学校ではあります

すが、世間よりいろんな誤解なきやう日本キリスト教はかくあるべきと全国キリスト教系学校にさきがけて御真影を奉安し、皇道に則つて全国一体となり皇国民鍊成に邁進いたしてゐるのであります」とアピールした（49）。同校が写真を受領したのは三七年一二月のことであるから、決して全国に「さきがけて」というわけではない。しかし、ここで重要なことは、新聞報道により学校関係者が自らの「潔白さ」を証明すべき被告のような立場に追い込まれていること、そして、「御真影奉戴」が「潔白さ」の証拠として持ち出されるような言論の磁場が形成されていることである。

宮城県仙台市では八月二六日に東北学院「No.10」、仙台高等女学校「No.31」、尚絅女学校「No.42」、宮城女学校「No.55」の責任者を来庁させ、次のような県側の「要望」を伝えた。「第一は学校が宗教的礼拝をする前には必ず国歌齊唱、宮城遙拝等を行ふこと。第二は未だ実行せざる学校があるならば、御真影を奉戴すべきこと。第三は聖書は之を教ふるは差支ないが之を修身科のうちに入れず、修身は皇国民養成の最も大切な課目であるから専ら国民道徳を教ふべきこと、而して聖書は課外として教ふべきこと」（50）。すでに繰り返し記してきたように、「御真影」は学校の「熱誠」あふれる願い出に對して天皇の「優渥ナル思召」によつてもたらされるものだつたはずである。しかし、ここでは行政の「要望」が明確に「奉戴」への圧力を形成している。それは從来の方針からの逸脱であると同時に、「御真影奉戴」をめぐる力学の本質を示すものである。結局、宮城県庁に呼び出された四校の中でも唯一写真を交付されていなかつた宮城女学校は、四二年に写真を受領した。

北九州小倉市では、西南女学院「No.46」が、右翼による排撃運動に直面した。すなわち、八月九日には小倉憲兵分隊が責任者を招致して「要塞地帯を眼下に見る高地に外國関係の建造物が存在する」

ことの「諜報」上の問題を指摘、一〇日には愛国同志会と称する右翼団体のメンバーが学院長を訪問して立ち退きのほか、「外人教師の追放、米国よりの資金排除、御真影の安置」を要求した(51)。学校側は、「御真影」に関しては四〇年二月の理事会で「奉戴」の方針を定めていたこともあつて県に申請中であると答えたほか、軍事目的のための校地使用への協力、理事会からの米国人宣教師排除を約束した。しかし、立地上の問題が関係していたためであろう、排撃運動はやまなかつた。九月には校舎・敷地のすべてを県に寄付せよというビラが小倉市の各戸に撒かれたほか、「御真影拝まぬ外道奴等 生きて用なき人非人 玄界灘に飛び込んで 鰐の餌食となり給へ」「アーメンソーメンで嘶蛹るは便所の蛆虫だけよ 人間界の聖人が神と祀るは皇國日本の天祖のみ」「反省セヨ殺スゾ馬鹿目」というような文書簡が学校に寄せられた(52)。明らかに脅迫だが、警察はこれを「合法的な運動」とみなして静観した。一〇月になつて排撃運動は一応終息したが、翌四一年には講堂などが西日本防空司令部に接収された。

金沢、仙台、小倉の例は、性格を異にしている。すなわち、新聞報道を受けて学校自ら率先して対外的アピールをした例、行政が圧力をかけた例、右翼団体による排撃運動が展開された例——背後には当然軍の意思があると考えられる——というように、圧力の主体が異なる。また、それぞれの事件が直接的に写真交付の要因となつたわけでもない。しかし、一九四〇年八月というまったく同じ時期に異なる地域でキリスト教主義の変質・解体を迫る圧力が形成されていた点は注目に値する。ほかの地域でも同様の事態が生じていた可能性がある。

こうした事態を伏線として、九月一日には日本基督教青年会館で「各派有志懇談会」が開催され、

外国ミッショナリから独立と「日本の宗教としてのキリスト教確立への大同団結」を申し合させた(53)。この申し合わせを具体化すべく、九月六日には基督教教育同盟会が臨時総会を開催し、「校長、学部長、科長等ハ日本人タル事」「学校経営主体ハ財團法人タル事」「財團法人理事長ハ日本人タル事」「各学校ハ外国教会ヨリ経済ノ独立ヲ期スル事」などを決議した(54)。ミッショナリからの自立は、学校によつては明治期から自主的に取り組まれてきた課題であつたが、ここでは、日独伊三国同盟の締結にあわせて、英米プロテスタンント系「反日反戦的」という要素を払拭するために行われた「改革」である点を看過すべきではない。それは、ミッショナリからの「自立」であると同時に、日本という国家へのより深い「従属」を意味する出来事であつた。

基督教教育同盟会の決議を受けて、各地の学校は日本人校長の採用、財團法人の設置、補助金の謝絶などに取り組んだ。同盟会に加入していなかつたカトリック系学校についても、同様である。ここではその詳細には立ち入らないが、表1に挙げた学校の中で四〇年から四一年にかけて日本人校長を採用した学校が一六校、財團法人を設置した学校が一三校といふように、着実に実行に移されたことを指摘しておきたい(55)。また、財團法人設置を認可する引き替え条件として、「御真影奉戴」を求められたこともあつたことにも留意したい。北星女学校「No.47」の場合、「皇紀二千六百年記念事業」として写真の交付を願い出て「奉安」所の建築が企画されたが、これは「学校を法人化するためには必要な事業として計画化された」ものであつた(56)。四〇年から四一年にかけて写真を受領する学校が増加した背景には、こうした事態が存在したと考えられる。

六 まとめに代えて

はじめにも記したように、本章では、「御真影奉戴」という出来事に着眼点を限定することによって、十五年戦争期におけるキリスト教系学校の動向の全体像を把握しようとした。本章で明らかにできたことは、第一に、一九三四年以前に写真を受領した学校は少數なことである。また、「御真影」は教育制度上の位階的秩序にしたがつて「下賜」されたために、私立各種学校よりも中学校令・高等女学校令による認可を受けた学校、女学校よりも中学校が「奉戴」への圧力にさらされやすい状況であることを指摘した。第二に、三五年以降、大学・専門学校に対して「奉戴」を迫る圧力が高まるのにともなつて、大学・専門学校を併設するキリスト教系学校を中心に写真を受領する学校が増加したことを見明確化した上で、同志社が三四年初頭の時点で「奉戴」の方針を決定したことの重要性を指摘した。第三に、四〇年以降は英國・米国との緊張関係の高まりの中でキリスト教系学校に対して強い猜疑心が向けられることになり、ミッショナリーカーからの財政的・人的独立といった「改革」と併行して「奉戴」が求められたことである。この段階では、「御真影」は、教育制度上の位階的秩序に即して天皇の「優渥ナル思召」により「下賜」されるものという擬制を払拭して、天皇崇拜のための道具という性格を明確にした。

日本内地のキリスト教系学校は、総じて言えば、巧みに軍や文部省との正面衝突を避け、学校が廃校に追い込まれるような事態を避けることに「成功」したと言える。しかし、学校という組織を守つたことの代償として、失つたものもまた大きいのではないか。この点に関連して着目されるのは、明治学院に奉職する米国人宣教師ラマートが密かに起草した論説である。ラマートは、台灣や朝鮮でキリスト教系学校が当局と激しい衝突を生じていることと比較して、日本内地でキリスト教界の指導者が文部官僚を「味方」とみなして協力する事態を批判的に論述している。そして、自らの論説の最後に次のようなエピソードを記している(57)。

最近、あるキリスト教系の男子校（明治学院）で陸軍軍人が専門学校学生の教練を査閲していた際に、学生に次のような質問をした。「人びとの幸福を守ることと、強大な軍隊をつくることと、どちらが国家の優先的な目標か」。「人びとの幸福」を支持するとして手を挙げた三〇名の生徒たちは、罰として特に不愉快な行進をさせられた。

「御真影奉戴」は、孤立した出来事として存在したわけではない。キリスト教系学校がそれぞれの独自性を失いながら、天皇の神格化によって戦場における大量殺人を「聖化」する構造の中に組み込まれていく変動のひとつ露頭に過ぎないとも言える。重要なことは、この地滑り的な変動そのものを把握することである。たとえば、名古屋中学校では、一九四〇年七月に藤川要校長が突然辞表を提出した。キリスト者としての立場から神社参拝に批判的だったために、地元の新聞などで「校長が参拝を拒否」と攻撃されたことが理由であった。一月には、ユニークな授業で生徒の心を捉えてきた福地虎雄教諭が突然免職とされた。「天皇の神格化はおかしい」と話していた福地教諭は、講堂にお

ける別れの挨拶において、講堂正面の「敬神愛人」という額を指し、「わが名中に今や『敬神愛人』の精神はなくなつた……」と語った。福地教諭を去らせまいと校庭に座り込んだ生徒から涙の怒号があがり、一部の生徒は授業放棄を叫び、「敬神愛人」の額に向かつて石を投げたという⁽⁵⁸⁾。十五年戦争期にキリスト教界の指導者たちが巧みに時流を乗り切る中で見失つたのは、「敬神愛人」という言葉で語られる精神そのものであるかもしれない。校庭に座り込んだ生徒たちの怒りと悲しみの叫びを歴史の暗闇の中に埋もれさせてはならない。

注

- (1) 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』一九六〇年、一五四頁。
 - (2) 小野雅章「御真影神格化の過程——『奉護』施設の変遷を中心に」『日本の教育史学』第三四集、一九九一年。
 - (3) 拙稿「一九三〇年代台湾・朝鮮・内地における神社参拝問題——キリスト教系学校の変質・解体をめぐる連鎖構造——」『立教学院史研究』第三号、一〇〇五年五月。
 - (4) 鎮西学院九十周年記念事業部編『鎮西学院』一九七三年、一四二頁。
 - (5) 静岡英和女学院八十年史編纂委員会編纂『静岡英和女学院八十年史』一九七一年、三〇四頁。
 - (6) 佐藤秀夫「解説」「続・現代史資料8 教育1」みすず書房、一九九四年、一二一、一六頁。
 - (7) 新田和幸「小学校への『御真影』下付政策の端緒について——明治二二年二月一九日「総三〇〇〇号」通知文書の意図——」『日本の教育史学』第三八集、一九九五年。小野雅章「御真影の下付申請資格の拡大
- 過程とその意味——官立学校限定から私立尋常小学校・幼稚園まで——』（日本大学教育学会『教育学雑誌』第三九号、二〇〇四年）も参照。
- (8) 小林輝行「学校下付『御真影』に関する一考察——明治期中・高等教育機関への下付とその普及——」『日本歴史』四八三号、一九八八年八月。
 - (9) 籠谷次郎「近代日本における教育と国家の思想」阿吽社、一九九四年、一〇〇頁。
 - (10) 前掲佐藤「解説」一四頁。
 - (11) 小林輝行「私立諸学校への『御真影』下付」『日本歴史』五〇三号、一九九〇年四月。
 - (12) 『御写真録 明治二十四年』宮内庁書陵部所蔵。
 - (13) 「私立中学校高等女学校へ 両陛下御真影下賜及願書進達方」一九一〇年一一月九日（前掲佐藤『続・現代史資料9 教育2』二三頁所収）。
 - (14) 前掲小林「私立諸学校への『御真影』下付」。
 - (15) 本表（以下、新表）は、前掲拙稿「一九三〇年代台湾・朝鮮・内地における神社参拝問題」に掲載した表1（以下、旧表）の一部を転載しつつ、新たに「御真影奉戴」に関する学校沿革史の記述を付加したものである。新表において、旧表の誤記を訂正した部分は下記の通りである。「学校名称」について、「金城女子専門学校附属高等女学校部」（旧）→「金城女子専門学校附属高等女学校部」（新）、「活水女学校高等女学部」（旧）→「活水女学校」（新）、「宮城女学校高等女学部」（旧）→「宮城女学校」（新）、「所在地」については、恵泉女学園が「東京府東京市」（旧）→「東京府北多摩郡」（新）、「下賜年月日」に関しては、海星中学校が「一九一五年一〇月二六日」（旧）→「一九一五年一〇月一六日」、桃山中学校が「一九一五年一二月二八日」（旧）→「一九一五年一二月一四日」（新）、不二高等学校が「一九二八年八月二十四日」（旧）→「一九二八年一〇月二十五日」（新）、名古屋中学校が「一九二九年一二月二九日」（旧）→「一九二九年一二月一八日」（新）、下関梅光女学院が「一九三五年四月二〇日」（旧）→「一九三五年四月二三日」（新）、

暁星中学校が「一九三八年一月一八日」(旧) → 「一九三八年一月二日」(新)。

(16) 「下賜」と「奉戴」の日付が一〇日以上隔たっているのは、不二高等学校【No.3】と聖心女子学院【No.20】の一校である。聖心女子学院については、「奉戴」が「下賜」に先立つてゐるために、学校沿革史の記述が誤記である可能性が強い。不二高等学校の場合、「下賜」と「奉戴」が三年近く隔たっているのや、いつたん交付の申請が取り消され、再度申請がなされた可能性がある。この点は、今後さらに調査する」としたい。

- (17) 橋本国廣『海星八十五年』一九七八年、101～103頁。
- (18) マリア会日本管区本部編『マリア会日本渡来八〇年』一九六八年、210頁。
- (19) 同前書、八五頁。
- (20) 桃山学院百年史編纂委員会編『桃山学院百年史』一九八七年、180～181頁。
- (21) 訓令十一号に関しては、久木幸男「訓令十一号の思想と現実(1)」(『横浜国立大学教育紀要』第一二集、一九七三年)を参照。
- (22) 前掲『桃山学院百年史』一八一頁、一八八頁。
- (23) 名古屋学院百年史編集委員会『名古屋学院百年史』一九八七年、11111～11115頁。
- (24) 同前書、11111頁。
- (25) 八十周年記念誌編集委員会編『静岡雙葉学園八十周年記念誌』一九八二年、11111～11114頁。
- (26) 同前書、八〇頁。
- (27) 『御写真録 明治十九年』宮内庁書陵部所蔵。
- (28) 西南学院七十年史編纂委員会編『西南学院七十年史』一九八六年、418頁。
- (29) 立教学院百年史編纂委員会編『立教学院百年史』一九七四年、357頁。
- (30) 表1で「同志社中学校」と記しているのは『御写真録』の誤記をそのまま引用したものである。
- (31) 『同志社百年史 通史編1』1097～1101頁。
- (32) 同前書、11117頁。
- (33) 籠谷次郎「同志社における学校儀式の展開」土肥昭夫・田中真人編著『近代天皇制とキリスト教』一九九六年、人文書院、四三五頁。
- (34) 「御真影奉戴に関する委員会調査事項」一九三二年一月六日、同志社社史資料室所蔵。本資料は、土肥昭夫先生のご教示により入手できだものである。記して謝意を表したい。
- (35) 柏木義円「尊皇本論」「上毛教界月報」第三十六一年、一九二九年一月。
- (36) 佐藤熊丸「大学における「御真影」「教育勅語」「歴史評論」第四七八号、一九九〇年一月。なお、一六大学は以下の通り。東京帝国大学、慶應大学、明治大学、法政大学、立教大学、上智大学、中央大学、専修大学、日本大学、東洋大学、國學院大学、拓殖大学、大正大学、東京慈恵医科大学、日本医科大学、東京農業大学。
- (37) 米田俊彦「私立専門学校への「御真影」下付と学則改正—キリスト教主義学校を中心に—」久保義二編著『天皇制と教育』一九九一年、二二一書房、五九頁。
- (38) 明治学院百年史編集委員会編『明治学院百年史』一九八七年、11168頁。
- (39) "Some Observations Concerning the Problem of Christianity and the State in Japan with Special Reference to the Problems of Christian Education by a Missionary in Japan, Summer of 1936" in Observations concerning the problem of Christianity and the state in Japan, 1937/3/11, State Department Archives, Central Decimal Files, 394.1163/6.
- (40) From Lammot to Scott, 1936/12/29, RG140, Box12, File16, Presbyterian Historical Society. この書簡やトマースは、次のふれい記してゐる。「私は、この夏に執筆し、最近補足した文書を一部封した。私は、これを出版するのは賢明だとは思わない。そばすれば、そのことが日本に報知され、日本に受けられ

キリスト教界のリーダーに影響を与え、彼らと政府の間にトラブルを生じさせるかもしれないからである。しかし、私は、私たち自身の宣教会と、他の宣教会に連なる宣教師の指導者たちにとって利益となるふれあいにこの文書を用いる」とが可能かもしないと考えてゐる。

- (41) 前掲『明治学院百年史』三六六～三六七頁。
- (42) 「御殿場東山莊に於ける基督教學校々長會議—御真影及勅語問題を中心に協議懇談—」『基督教世界』第一七三六号、一九三六年八月一三日。
- (43) 拙稿「朝鮮における神社參拝問題と日米関係」『岩波講座アジア太平洋戦争4』岩波書店、一〇〇六年。拙稿「一九二〇年代台灣におけるミッハモン・スクール排撃運動」『岩波講座近代日本の文化史7』岩波書店、一〇〇一年。
- (44) 同志社大学人文科学研究所編『戰時下のキリスト教運動 1』一九七一年、新教出版社、一一六一頁。
- (45) 『北國毎日新聞』一九四〇年七月二二日付夕刊。Richard James Aldrich, *Intelligence and the War Against Japan: Britain, America and the Politics of Secret Service*, (Cambridge University Press: Cambridge, New York, Melbourne, 2000), p26.
- (46) 『報知新聞』一九四〇年八月六日付号外。同志社大学人文科学研究所編『戰時下のキリスト教運動 1』一九七一年、新教出版、一八七頁。
- (47) 『北國毎日新聞』一九四〇年七月二二日付、八月一日付夕刊。
- (48) 『報知新聞』一九四〇年八月七日付。
- (49) 『北國毎日新聞』一九四〇年八月二一日付。
- (50) 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』一九八九年、八五六頁。
- (51) 西南女学院七十年史出版委員会編『西南女学院七十年史』一九九四年、一〇三～一一七頁。
- (52) 峯崎康忠編『西南女学院三十年史』一九五二年、九六頁、一一六～一七頁。
- (53) 『報知新聞』一九四〇年九月二一日付。
- (54) 『基督教世界』第一九四五号、一九四〇年九月二二日。
- (55) 前掲拙稿「一九三〇年代台灣・朝鮮・内地における神社參拝問題」
- (56) 北星学園百年史刊行委員会『北星学園百年史 通史編』一九九〇年、一四一頁。
- (57) 注39と同じ。
- (58) 名古屋学院百年史編纂委員会編『名古屋学院百年史』一九八七年、一九五～一九七頁。

18	17	16	15	14	13	12	11
東北高等女学校	梅花高等女学校	同志社高等女学部	同志社中学	聖名高等女学校	小林聖心女子学院	札幌藤高等女学校	白百合高等女学校
岩手県 盛岡市	大阪府 豊中村	京都府 京都市	京都府 京都市	鹿児島県 中郡宇村	兵庫県 良元村	北海道 札幌市	東京府 東京市
高女	高女	(高女各種)	(中学種)	高女	高女	高女	高女
カトリック	組合	組合	組合	カトリック	カトリック	カトリック	カトリック
36年4月24日	36年2月4日	35年12月19日	35年10月21日	35年10月21日	35年10月21日	35年10月21日	35年10月21日
36年4月25日	36年2月6日	35年12月20日	35年10月24日	〔不詳〕	35年10月	35年10月	35年10月21日
35年7月5日	(35年7月20日奉安殿起工)	38年10月28日 奉安室を改造して 奉安室とする	(彰榮館の一 室を改造して 奉安室とする)	34年11月		35年7月1日	
	「梅花高等女学校」として下賜され ず。校は、女子専門学 年には、下賜され る。	「梅花高等女学校」として下賜。 年には、女子専門学 年に拝戴。部は29。	同志社大学、同志社専門学校、同志社女子中学校、同志社女子高等学校、同志社高等女学部、同志社聯合二テ拝戴。	「小林聖心女子学院」として下賜。	純心のあゆみ	藤女子大学40年 記念誌(00)	白百合学園創立 82)百周年記念誌
創立盛岡白百合学園 (92)百年記念誌	史梅花学園百十年 (88)	79)同志社百年史	69)純心のあゆみ	小林聖心女子学院 五(73)周年記念誌	記念誌(00)	藤女子大学40年 記念誌(00)	白百合学園創立 82)百周年記念誌

表1 キリスト教系中学校・高等女学校（中学校・高等女学校に類する各種学校を含む）の「御真影奉戴」状況

No	学校名称	所在地	学校種別	教派	下賜年月日	奉戴年月日	奉安殿建築	備考	学校沿革史 (刊行年)
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
東北学院中学部	下関梅光女学院	聖靈高等女学校	清心高等女学校	九州学院	鎮西学院	名古屋中学校	不二高等女学校	桃山中学校	海星中学校
宮仙台市 (各中 高女 種)	山口県 下関市	秋田県 秋田市	岡山県 岡山市	熊本県 熊本市	長崎県 長崎市	愛知県 名古屋市	静岡県 静岡市	大阪府 大阪市	長崎県 長崎市
日基	日基	カトリック	カトリック	日福	メソジスト	美普	カトリック	聖公会	カトリック
35年10月21日	35年4月23日	33年4月17日	32年12月20日	32年12月20日	32年12月20日	29年12月18日	28年10月25日	15年12月24日	15年10月16日
35年10月29日	〔不詳〕	33年4月	32年12月21日	32年12月21日	32年12月21日	29年12月19日	31年1月28日	15年12月28日	15年10月26日
41年11月3日		33年7月	40年12月 〔奉安庫↓〕	32年		42奥 年に安置 正面上の 6月 30日	33年9月7日		
して 下賜。」と 〔東北学院〕									
(89)東北学院百年史	年梅光女学院 (63)	史聖 (78)	史聖 (85)	史九 (81)	史鎮 (73)	史名古屋学院百年 (87)	八 十周年記念誌 (83)	桃山学院百年史 (87)	海星八十五年

36	35	34	33	32	31	30	29	28
プール高等学校	立教中学校	附属金城女子高等専門学校	明治学院中学部	校松山東雲高等女学校	仙台高等学校	東奥義塾	暁星中学校	学神戸女学院高等女
大阪府市	東京府市	愛知県名古屋市	東京府市	松山市	宮城县仙台市	青森県弘前市	東京府市	兵庫県西宮市
高女	中学校	(高女種)	(各種)	高女	高女	(中学生)	中学校	(高女種)
聖公会	聖公会	日基	日基	組合	カトリック	メソジスト	カトリック	組合
38年10月26日	38年10月26日	38年10月26日	38年10月26日	38年4月21日	38年2月3日	38年2月3日	38年2月3日	37年12月17日
38年10月28日	38年10月30日	38年10月27日	38年10月26日	38年4月23日	38年2月	38年2月4日	38年2月3日	37年12月18日
置(校長室に安		設置(正面に米光館奉安庫)	るて南角を改造成し奉安所とす	38年3月10日	37年9月			37年10月
		「立教中学校として下賜。」と	「財團法人金城女子専門学校」として下賜。	「明治学院」と			「下賜。」とし	「神戸女学院専門学校等(神戸女学院下)」とし
月教26大日には下36賜年。10立	「立教中学校として下賜。」と	「財團法人金城女子専門学校」として下賜。	「明治学院」と				て下賜。」とし	「神戸女学院高等女学校等(神戸女学院下)」とし
写真で見る百年 90年院の百年 百年史	立教百年史 95年史	金城百年史 96年史	明治学院百年史 97年史	松山東雲学園百 通史編	仙台白百合学園百 年史のあゆみ 93年史	東奥義塾の歴史 02年史	暁星百年史 89年史	史神戸女学院百年 総説 87年史

27	26	25	24	23	22	21	20	19	No
北陸女学校	青山学院中学部	西南学院中学部	関東学院中学部	活水女学校	関西学院中学部	学部	聖心女子学院高等女	平安高等女学校	学校名称
石川県金沢市	東京府東京市	福岡県福岡市	神奈川県横浜市	長崎県長崎市	兵庫県西宮市	広島県広島市	東京都東京市	京都府京都市	所在地
(高女種)	(中学生)	(中学生)	(中学生)	(高女種)	(高女種)	(高女種)	(高女種)	(高女種)	学校種別
日基	メソジスト	バブテスト	バブテスト	メソジスト	メソジスト	メソジスト	カトリック	聖公会	教派
37年12月17日	37年10月25日	37年4月21日	37年4月21日	37年4月21日	37年2月2日	36年12月21日	36年10月26日	36年10月26日	下賜年月日
37年12月18日	37年10月	37年4月22日	[不詳]	37年4月23日	37年2月3日	36年12月22日	36年5月26日	36年10月27日	奉戴年月日
37年9月	44年7月1日	44年7月1日	奉安庫設置	奉安庫設置	奉安庫設置	奉安庫設置	奉安庫設置	奉安庫設置	泰安殿建築
(90)北陸学院百年史	史(86)青山学院六十年	史(84)西南学院七十年	史(80)関東学院百年史	史(97)関西学院百年史	史(91)広島女学院百年史	史(58)創立五十年史	史(75)平安女学院百年史	史(75)平安女学院百年史	学校沿革史(刊行年)

第一六章 「御真影奉戴」をめぐるキリスト教系学校の動向（駒込武）

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
上林高等女学校	日ノ本女学校	宮城女学校	共立女学校	福岡女学校	松蔭高等女学校	校 フェリス和英女学校	聖保祿高等女学校	横浜英和女学校高 等女学部	山梨英和女学校	北星女学校
熊本市	兵庫県 姫路市	宮城県 仙台市	神奈川市	福岡県 福岡市	兵庫県 神戸市	神奈川県 横浜市	北海道 函館市	神奈川県 横浜市	山梨県 甲府市	北海道 札幌市
高女	(高女) (各種)	(高女) (各種)	(高女) (各種)	高女	(高女) (各種)	高女	高女	(高女) (各種)	(高女) (各種)	(高女) (各種)
カトリック	バプテスト	日基	日基	メソジスト	聖公会	日基	カトリック	美普	メソジスト	日基
43年10月23日	42年10月23日	42年4月23日	42年4月23日	42年2月6日	41年10月28日	41年10月28日	41年4月24日	41年4月24日	41年4月24日	41年4月24日
43年10月25日	42年10月24日	42年4月24日	42年4月	42年2月7日	[不詳]	41年11月3日	[不詳]	41年4月24日	41年4月29日	41年4月26日
奉安室に仮設	42年2月11日	42年2月16日	る。 金庫を改造し て奉安庫とす	(校長室の大 下)。	41年2月27日	41年3月		41年11月	(講堂正面に 奉安庫設置)	40年10月
			「横浜時の名稱は 下賜時の名稱は 院」。			「横浜時の名稱は 下賜時の名稱は 院」。			「成美学園」。 「下賜時の名稱は 成美学園」。	
み (72) 熊本信愛女学校	68 日ノ本75年史	87 天にみ栄え・宮 城学院の百年	91 横浜共立学園 百年の歩み	史 福岡女学院百年 (87)	年史 松蔭女子学院白 (92)	百年史 フェリス女学院 (70)	78 百年記念誌 (80)	百周年記念誌 函館百合学園 (89)	成美学園百年史 山梨英和百年史 (90)	北星学園百年史 山梨英和百年史 (90)

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	No
西南女学院	大阪信愛高等女学校	聖学院中学校	搜真女学校	尚絅女学校	静岡英和女学校	南山中学校	弘前女学校	東洋英和女学校高	九州女学院	学校名称
福小倉市	大阪府	東京府	神奈川県	宮城県	静岡県	愛知県	青森県	東京府	熊本県	所在地
(高女種)	高女	中学校	(高女種)	(高女種)	(高女種)	中学校	(高女種)	(高女種)	(高女種)	学校別
バプテスト	カトリック	基督	バプテスト	バプテスト	メソジスト	カトリック	メソジスト	メソジスト	日福	教派
41年2月7日	40年12月21日	40年10月25日	40年10月25日	40年4月23日	40年4月23日	40年2月6日	40年2月6日	39年2月2日	38年12月20日	下賜年月日
41年2月10日	40年12月23日	40年10月	[不詳]	40年4月	40年4月24日	40年2月7日	40年2月11日	39年2月2日	38年12月23日	奉戴年月日
安殿(隣接する致 用)津小学校の奉				(校舎内に奉 置影奉掲台設 置)	39年12月15日	(講堂に御真 奉)	39年11月25日	(校長室と学 監室の間に奉 置)	44年6月22日	奉安殿建築
								「東洋英和女学 校」として下賜。		備考
年史 (94)西南女学院七十	84)信愛百年 なる光への道 か	86)聖学院八十年史	87)搜真女学校 年史 (77)尚絅女学院 年史 (02)静岡英和女学院 百年史 (90)64)南山学園の歩み 弘前学院百年史 (90)百年前史 (84)東洋英和女学院 百年史 (84)年史 (76)九州女学院の50 年(行年)	学校沿革史						

注

(1) 本表で対象とした学校は、35年の時点で日本内地に存在したキリスト教系中学校・高等女学校、およびこれに類する各種学校である。プロテスタント系学校に関しては、日本基督教連盟編『基督教年鑑』(35年版)に「基督教主義学校」として所載されているものを対象とした。「学校名称」「所在地」「教派」の項目も、「基督教年鑑」の記載にしたがつてある。「教派」については次の略号を用いている。「日基」=日本基督教會、「組合」=日本組合基督教會、「メソジスト」=日本メソジスト教会、「聖公会」=日本聖公會、「バブテスト」=日本バプテイスト教会、「日福」=日本福音ルーテル教会、「美普」=日本美普教会、「友会」=基督友會、「基督」=基督教會、「カトリック」=カトリック教会。

(2) 「学校種別」の項目は、文部省普通学務局『昭和十一年度 全国中学校二関スル諸調査』(36年)、同『昭和十一年度 全国高等女学校実科高等女学校二関スル諸調査』(36年)、同『昭和十五年十月一日現在 専門学校入学者検定規程ニ依ル指定学校ニ関スル諸査』(42年、以下「指定学校調査」)、学校沿革史などに基づいて判断した。いずれも、「御真影奉戴」の時点での状況を示す。次の略号を用いている。「中学 (各種)」=中学校に

73 光塩高等女学校	72 聖母女学院高等女学校	71 八代成美高等女学	70 校横浜紅蘭高等女学
東京府 東京市	大阪府 友呂岐村	熊本県 八代町	神奈川県 横浜市
高女	高女	高女	高女
カトリック	カトリック	カトリック	カトリック
80 50光塩年女子学院 周記念誌	73 聖母記念誌 創立五〇	84 記念誌 創立七十五周年	80 横浜雙葉学園 八十周年記念誌

69 雙葉高等女学校	68 恵泉女学園	67 普連土女学校	66 香蘭女学校	65 青山学院高等女学	64 大江高等女学校	63 共愛女学校	62 ウイルミナ女学校	61 女子学院	60 立教高等女学校	59 遺愛女学校	58 女子聖学院	No 学校名称	
東京府 東京市	東京都 北多摩郡	東京府 東京市	東京府 東京市	東京府 東京市	熊本県 熊本市	群馬県 前橋市	大阪府 大阪市	東京府 東京市	東京府 東京市	北海道 函館市	東京府 東京市	所在地	
高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	高女 (各種)	学校種別	
カトリック	カトリック	カトリック	カトリック	メソジスト	組合	組合	日基	聖公会	メソジスト	44年4月21日	44年4月21日	下賜年月日	
										44年4月21日	44年4月27日	43年12月17日	奉戴年月日
										42年9月18日		43年9月30日	奉安殿建築
													備考
													学校沿革史 (刊行年)
													女子聖学院五十 年史(56)
													女子聖学院五十 年史(56)
													立教女学院百年 史(77)
													遺愛百年史(87)
													小史(85)
													女子聖学院百年 史(56)

第六章 「御真影奉戴」をめぐるキリスト教系学校の動向（駒込 武）

表2 キリスト教系中学校・高等女学校（中学校・高等女学校に類する各種学校を含む）の「御真影奉戴」の年別推移

年	プロテstant系	カトリック系	合計	累計
1930以前	2	2	4	4
1931	0	0	0	4
1932	2	1	3	7
1933	0	1	1	8
1934	0	0	0	8
1935	4	4	8	16
1936	3	2	5	21
1937	7	0	7	28
1938	7	2	9	37
1939	1	0	1	38
1940	5	2	7	45
1941	4	1	5	52
1942	4	0	4	56
1943	1	1	2	58
1944	2	0	2	60
小計	44	16	60	
未奉戴	8	5	13	13
計	52	21	73	73

類する各種学校、「高女」＝高等女学校、「高女（各種）」＝高等女学校に類する各種学校。

(3) 「下賜年月日」「備考」の項目は、宮内庁書陵部「御写真録」による。「下賜年月日」は、「○月○日下賜」や「○

月○日執行済」とされた日付を表す。

(4) 「備考」欄には、専門学校と中学校など複数の学校を設置している場合に「下賜」の対象となつた学校名称を記したほか、「奉戴」時の学校名称が35年時点とは異なる場合、「奉戴」時の名称を記した。大学・専門学校が「下賜」の対象となつてゐるが、中学校部・女学校も同時に「下賜」の対象となつてゐたのか判然としない場合には、大学・専門学校への「下賜」の日付を記して、「下賜年月日」の欄に「推定」と注記した。

(5) 「奉戴年月日」「奉安殿建築」の項目は、学校沿革史の記述の通りとした。「奉戴年月日」について、県庁などで御真影を受け取ったのみの記載の場合は、沿革史の記述の通りとした。「奉戴年月日」の欄に「推定」と注記した。年月日の記載がなく、年月あるいは年日と、奉戴式を行つた日を別に記している場合は、奉戴式の日付をとつた。「奉安殿建築」については、原則として、奉安殿が竣工した日付を記した（梅花高等女学校のみ竣工ではなく起工の日付）。奉安殿に関する情報が記されていないものに関しては、奉安庫などに関する記載を記した。空欄は、学校沿革史に記述がなかつたことである、かならずしも奉安殿または奉安庫が存在しなかつたということではない。

(6) 「学校沿革史」の項目において、沿革史が複数存在する場合には、主に参照したもののみを記している。

この国で 戦争期を生きたキリスト者たち』『信徒の友』、二〇〇六年四月—二〇〇七年三月連載、ほか。

駒込 武（こまごめ・たけし） 一九六二年東京都生まれ。京都大学大学院教育学研究科助教授。植民地教育史・東アジア近代史。『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年、「一九三〇年代台湾におけるミッショニン・スクール排撃運動』（『岩波講座・近代日本の文化史7 総力戦下の知と制度』岩波書店、二〇〇二年）、「帝国のはざま」から考える』（『年報日本現代史』第10号、二〇〇五・五）、「一九三〇年代台湾・朝鮮・内地における神社参拝問題——キリスト教系学校の変質・解体をめぐる連鎖構造——』（『立教学院史研究』第3号、二〇〇五・五）、「朝鮮における神社参拝問題と日米関係』（『岩波講座アジア・太平洋戦争 第4巻』岩波書店、二〇〇六年）、ほか。

富坂キリスト教センター

「ドイツ東アジアミッション」を母体に1976年に設立された。1982年から「キリスト教社会倫理の諸問題を学際的に研究する」課題に従事。これまで共同研究プロジェクトを数多く企画し、その成果を30冊ほど出版している。その他、2001年から牧師研修も開始。

〈連絡先〉

〒112-0002
東京都文京区小石川2-9-4 研究部門
Tel 03-3812-3852 / Fax 03-3817-7255
E-mail: tomisaka@mti.biglobe.ne.jp
HP: <http://www.tomisaka.jp>

シリーズ 近現代天皇制を考える3

十五年戦争期の天皇制とキリスト教

2007年4月27日 第1版第1刷発行

編 者……富坂キリスト教センター

発行者……小林 望

発行所……株式会社新教出版社

〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-1

電話（代表）03（3260）6148

振替 00180-1-9991

印刷……モリモト印刷株式会社

製本……長陽社河田製本所

ISBN 978-4-400-21301-7 C1016

Tomisaka Christian Center 2007 ©